

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果

基本目標 1 男女がともに尊重し合える意識形成
（基本方針： 1 男女共同参画に関する意識啓発、 2 男女平等教育などの充実、 3 メディアにおける人権の尊重）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
1	1	①	市の広報紙・ウェブサイト・啓発冊子などさまざまな媒体を通じて、市民の固定的性別役割分担意識の払拭や男女共同参画への理解を深めます。	都市魅力戦略課	【事業名】 広報事業 【事業内容】 広報紙に、男女共同参画に関する記事を掲載	市、市民、事業者など	令和7年度広報紙掲載月・内容 4月号 若年層の性暴力被害予防月間 5月号 男女共生セミナー参加募集（プロから学ぶ珈琲講座） 6月号 男女共同参画週間、特設女性相談、男女共生セミナー実施報告 8月号 男女共同参画週間パネル展示報告 9月号 きらりはびきの参加募集（男女共同参画フォーラム） 10月号 きらりはびきの参加募集（男女共同参画フォーラム） 11月号 「女性に対する暴力をなくす運動」期間、特設女性相談 1月号 男女共生セミナー（プロから学ぶ珈琲講座） 3月号 羽曳野市男女共同参画推進審議会開催報告、国際女性の日 毎月 女性相談	事業予定については、人権推進課と調整のうえ実施	羽曳野市広告掲載要綱 羽曳野市公開用ウェブサイト管理運営要綱
					【事業名】 各月間・週間等の啓発 【事業内容】 男女共同参画について、関連する月間、週間についての情報を周知、啓発する。 主な啓発内容 ・市の広報やウェブサイトを活用 ・LINE投稿 ・市庁舎東側電光掲示板を活用 ・市庁舎内での週間などののぼり掲出 ・市庁舎、公共施設内ポスター掲示	市民等	・4月 「若年層の性暴力被害予防月間」 ・6月 「男女共同参画週間」 ・11月 「女性に対する暴力をなくす運動」期間 職員作成のパープルリボン（150ヶ作成）を特別職・部長・理事・副理事、男女共同参画推進本部幹事及び推進員に配付 LICはびきののパープルライトアップ ・3月 「国際女性の日」 各月間・週間共通啓発 市広報掲載・ORCESS「掲示板」（庁内システム）への掲載 庁舎内及び公共施設でのポスター（国・市）・のぼり（市庁舎前）の掲示 LINE投稿 ・女性活躍応援BOOK！（大阪府HP掲載） の紹介（期日を決めずに掲載） ・キャリアアカウンセリング（ドーンセンターHP掲載） の紹介 ・女性活躍推進を進める事業者の「男女いきいき事業者制度」紹介	・4月 「若年層の性暴力被害予防月間」 ・6月 「男女共同参画週間」 ・11月 「女性に対する暴力をなくす運動」期間 職員作成のパープルリボン（150ヶ作成）を特別職・部長・理事・副理事、男女共同参画推進本部幹事及び推進員に配付 LICはびきののパープルライトアップ ・3月 「国際女性の日」 各月間・週間共通啓発 市広報掲載・ORCESS「掲示板」（庁内システム）への掲載 庁舎内及び公共施設でのポスター（国・市）・のぼり（市庁舎前）の掲示 LINE投稿 ・女性活躍応援BOOK！（大阪府HP掲載） の紹介（期日を決めずに掲載） ・キャリアアカウンセリング（ドーンセンターHP掲載） の紹介 ・女性活躍推進を進める事業者の「男女いきいき事業者制度」紹介	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果

基本目標 1 男女がともに尊重し合える意識形成
（基本方針： 1 男女共同参画に関する意識啓発、 2 男女平等教育などの充実、 3 メディアにおける人権の尊重）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
1	1	①	市の広報紙・ウェブサイト・啓発冊子などさまざまな媒体を通じて、市民の固定的性別役割分担意識の払拭や男女共同参画への理解を深めます。	人権推進課	【事業名】 男女共同参画啓発事業 【事業内容】 ・市の広報への記事掲載	市民等	・4月 「若年層の性暴力被害予防月間」 ・6月 「男女共同参画週間」 ・11月 「女性に対する暴力をなくす運動」期間 職員作成のパープルリボン（150ヶ作成）を特別職・部長・理事・副理事、男女共同参画推進本部幹事及び推進員に配付 LICはびきののパープルライトアップ ・3月 「国際女性の日」 各月間・週間共通啓発 市広報掲載・ORCESS「掲示板」（庁内システム）への掲載 庁舎内及び公共施設でのポスター（国・市）・のぼり（市庁舎前）の掲示 LINE投稿 ・女性活躍応援BOOK！（大阪府HP掲載） の紹介（期日を決めずに掲載） ・キャリアカウンセリング（ドーンセンターHP掲載） の紹介 ・女性活躍推進を進める事業者の「男女いきいき事業者制度」紹介	・4月 「若年層の性暴力被害予防月間」 ・6月 「男女共同参画週間」 ・11月 「女性に対する暴力をなくす運動」期間 職員作成のパープルリボン（150ヶ作成）を特別職・部長・理事・副理事、男女共同参画推進本部幹事及び推進員に配付 LICはびきののパープルライトアップ ・3月 「国際女性の日」 各月間・週間共通啓発 市広報掲載・ORCESS「掲示板」（庁内システム）への掲載 庁舎内及び公共施設でのポスター（国・市）・のぼり（市庁舎前）の掲示 LINE投稿 ・女性活躍応援BOOK！（大阪府HP掲載） の紹介（期日を決めずに掲載） ・キャリアカウンセリング（ドーンセンターHP掲載） の紹介 ・女性活躍推進を進める事業者の「男女いきいき事業者制度」紹介	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
					【事業名】 男女共同参画啓発事業 【事業内容】 ・啓発冊子作成、配布 ・啓発物品作成、配布	市民等	啓発冊子「きらりHABIKINO32号 1000部作成配付」 男女共同参画啓発物品作成 今までの男女共同参画週間キャッチフレーズを啓発物品一つひとつに印刷シールを貼って紹介する。 ・コットンバッグ180個 ・マグネット付き フードクリップ240セット ・スライドジッパーバッグ（5枚入り）480セット セミナー、フォーラム、各月間・週間実施期間中に配布	啓発冊子「きらりHABIKINO33号 1000部作成配付」 男女共同参画啓発物品作成 今までの男女共同参画週間キャッチフレーズを啓発物品一つひとつに印刷シールを貼って紹介する。 ・除菌ウェットティッシュ 600個 ・オーガニックハンドタオル 360個 セミナー、フォーラム、各月間・週間実施期間中に配布	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果

基本目標 1 男女がともに尊重し合える意識形成
（基本方針： 1 男女共同参画に関する意識啓発、 2 男女平等教育などの充実、 3 メディアにおける人権の尊重）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
2	1	①	男女共同参画に関する講演会やフォーラム等を実施し、市民の男女共同参画の意識形成を図ります。	人権推進課	【事業名】 きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～ 【事業内容】 「男女共同参画」講演を開催し、男女共同参画について市民とともに考える機会とする。（人権施策と交互に隔年実施）	市民等	ヴァイオリン演奏 令和7年11月16日（日） 【参加者数】250名	未定	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
					【事業名】 男女共生セミナー 【事業内容】 研修、講座を開催し、市民一人ひとりが男女共同参画の意義に対する理解を深める機会とする。	市民等	①「「香り豊かに 癒しのコーヒーライフ プロから学ぶ珈琲講座」 令和7年6月8日（日） 【講師】吉田 清彦（元大手コーヒー焙煎会社専属指導員、アカデミー喫茶学校講師） 【定員】20名【参加者数】21名 ②「「香り豊かに 癒しのコーヒーライフ プロから学ぶ珈琲講座」 令和7年10月4日（土） 【講師】吉田 清彦（元大手コーヒー焙煎会社専属指導員、アカデミー喫茶学校講師） 【定員】20名【参加者数】21名 ③「「香り豊かに 癒しのコーヒーライフ プロから学ぶ珈琲講座」 令和8年2月11日（水） 【講師】吉田 清彦（元大手コーヒー焙煎会社専属指導員、アカデミー喫茶学校講師） 【定員】20名【参加者数】25名	未定	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
3	1	①	男女共同参画が男性自身に関わる重要な問題であるとの認識が深まるよう啓発します。	人権推進課	【事業名】 男女共同参画啓発事業 【事業内容】 男女共同参画について、性別を問わず重要な問題であることを周知、啓発する。 主な啓発内容 ・市の広報やウェブサイトを活用 ・市庁舎、公共施設内ポスター掲示 ・啓発冊子作成、配布 ・啓発物品作成、配布 ・市民参加型事業での啓発	市民等	市の広報やウェブサイトなどの情報発信媒体や市民が参加する男女共生セミナー、きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～などの機会に男女共同参画が性別を問わず重要な問題であることを発信する。	市の広報やウェブサイトなどの情報発信媒体や市民が参加する男女共生セミナー、きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～などの機会に男女共同参画が性別を問わず重要な問題であることを発信する。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果

基本目標 1 男女がともに尊重し合える意識形成
（基本方針： 1 男女共同参画に関する意識啓発、 2 男女平等教育などの充実、 3 メディアにおける人権の尊重）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
4	1	①	近隣の大学と連携して、学生に向けた男女共同参画の講座を企画、実施します。	人権推進課	【事業名】 男女共生セミナー事業 【事業内容】 参加型啓発セミナーの開催	市民等	①「「香り豊かに 癒しのコーヒーライフ プロから学ぶ珈琲講座」 令和7年6月8日（日） 【講師】吉田 清彦（元大手コーヒー焙煎会社専属指導員、アカデミー喫茶学校講師） 【定員】20名【参加者数】21名 ②「「香り豊かに 癒しのコーヒーライフ プロから学ぶ珈琲講座」 令和7年10月4日（土） 【講師】吉田 清彦（元大手コーヒー焙煎会社専属指導員、アカデミー喫茶学校講師） 【定員】20名【参加者数】21名 ③「「香り豊かに 癒しのコーヒーライフ プロから学ぶ珈琲講座」 令和8年2月11日（水） 【講師】吉田 清彦（元大手コーヒー焙煎会社専属指導員、アカデミー喫茶学校講師） 【定員】20名【参加者数】25名	未定	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
5	1	②	男女共同参画に関するパンフレット、DVD などの資料や教材の充実を図るとともに、貸し出し等を行い、積極的な情報提供を推進します。	人権推進課	【事業名】 男女共同参画啓発事業 【事業内容】 男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」や国、大阪府、大阪府内市町村等関係機関より送付された男女共同参画に関するパンフレット等については、人権推進課窓口に配架し、また、同じく送付された啓発DVDについては、貸出など積極的な情報提供を行う。	市民、事業者、職員、学校関係者等	国、府の関係機関からの資料を窓口配架、図書館・関係課への情報提供（窓口配架） 府内市町村男女共同参画センターからのパンフレット（府外含む） 大阪府職業訓練情報パンフレット 「共同参画」：内閣府（図書館へ提供、掲示板掲載）など	国、府の関係機関からの資料を窓口配架、図書館・関係課への情報提供（窓口配架） 府内市町村男女共同参画センターからのパンフレット（府外含む） 大阪府職業訓練情報パンフレット 「共同参画」：内閣府（図書館へ提供、掲示板掲載）など	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
				生涯学習スポーツ課（図書館）	【事業名】 図書館運営事務事業 【事業内容】 ・資料の収集、整理、貸出、保存 時事に即した資料の収集と、整理保存を図るとともに、図書館に送られてくる男女共同参画に関するパンフレット・リーフレットなどの各種資料を配布するなどして、積極的な情報提供を進める。	図書館利用者、来館者	国・府・市関係各課から送付されたパンフレットや資料を掲示もしくは配付し、情報提供に寄与した。	サービス体制の整備と資料費の確保	図書館法

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果

基本目標 1 男女がともに尊重し合える意識形成
(基本方針： 1 男女共同参画に関する意識啓発、 2 男女平等教育などの充実、 3 メディアにおける人権の尊重)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
6	1	②	定期的に調査をすることで男女共同参画に関する市民の意識を把握し、施策を進めていく基礎資料とします。また、その結果を市の広報紙・ウェブサイト・啓発冊子などさまざまな媒体を通じて情報提供に努めます。	人権推進課	【事業名】 男女共同参画啓発事業 【事業内容】 きらはびきの～男女共同参画フォーラム＆人権を考える市民の集い～及び男女共生セミナーの参加者に男女共同参画への関心や理解などについて調査を行う。	フォーラム及び男女共生セミナーに参加した市民等	①第4期羽曳野市男女共同参画推進プラン策定に向けた市民意識調査 2000人を対象に実施予定 ②「きらはびきの～男女共同参画フォーラム＆人権を考える市民の集い～」・「男女共生セミナー（3回）」でアンケート実施 集計	「きらはびきの～男女共同参画フォーラム＆人権を考える市民の集い～」・「男女共生セミナー（3回）」でアンケート実施 集計	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
7	1	②	市の行政内部において、男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、関係各課間での情報共有に努めます。	人権推進課	【事業名】 男女共同参画推進本部 【事業内容】 羽曳野市男女共同参画推進本部（本部員・幹事・推進員）に対して、人権推進課より男女共同参画に関する情報を提供し、情報共有に努める。	市職員	羽曳野市男女共同参画推進本部会議を令和7年7月7日に開催。 羽曳野市男女共同参画推進本部幹事会議を令和7年7月7日に開催。	羽曳野市男女共同参画推進本部会議を令和8年5月11日に開催。 羽曳野市男女共同参画推進本部幹事会議を书面開催予定。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
					【事業名】 男女共同参画啓発事業 【事業内容】 公開羅針盤「掲示板」を活用した情報提供 R7～【公開羅針盤】→【ORCESS】	市職員	「DV支援一覧」キャビネット格納 更新 内閣府発行冊子「共同参画」を電子掲示板を利用して周知。 各週間をORCESS掲示板を利用して啓発し、職員への意識高揚を促す	「DV支援一覧」キャビネット格納 更新 内閣府発行冊子「共同参画」を電子掲示板を利用して周知。 各週間をORCESS掲示板を利用して啓発し、職員への意識高揚を促す	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
8	1	②	国や大阪府、その他の関係機関と連携し、男女共同参画に関する情報の収集に努めます。	人権推進課	【事業名】 講座、研修会等への参加 【事業内容】 大阪府や関係機関が主催する研修会、会議に参加、出席することで情報の収集に努める。また、府内市町村主催の男女共同参画に関するイベントに参加することでそれぞれの取り組み状況を把握し、本市の事業企画の参考とする。	市職員	女性相談支援員 研修 （ドーンセンター、府庁、You Tube） 大阪府内市町村相談員等スキルアップ研修 DV被害者の地域支援者養成講座 一時保護施設見学	女性相談支援員 研修 （ドーンセンター、府庁、You Tube） 大阪府内市町村相談員等スキルアップ研修 DV被害者の地域支援者養成講座 一時保護施設見学	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果

基本目標 1 男女がともに尊重し合える意識形成
（基本方針： 1 男女共同参画に関する意識啓発、 2 男女平等教育などの充実、 3 メディアにおける人権の尊重）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
9	2	①	固定的性別役割分担意識にとらわれず、子どもたち自身の個性を伸ばし、主体的に学べる保育と教育を行います。	学校教育課	【事業名】 男女混合公簿 【事業内容】 学校園において指導要録、出席簿等の公簿について男女混合名簿を実施する。 また学校において、男女共通の体操服を使用する。	園児、児童、生徒	全学校園で指導要録、出席簿等の公簿については、男女混合名簿を実施している。 また全小・中・義務教育学校において、男女共通の体操服を使用している。 中学校では制服をすべての生徒が選択できるルールを示している。 スカート、スラックスの選択ができる。（利用率は1割程度）	全学校園で指導要録、出席簿等の公簿については、男女混合名簿を実施。 全小・中・義務教育学校において、男女共通の体操服を使用。 中学校では制服をすべての生徒が選択できるルールを示している。 スカート、スラックスの選択ができる。	学校教育法
				こども保育課	【事業名】 幼稚園運営事務事業 公立保育所運営事務事業 公立認定こども園運営事務事業 【事業内容】 就学前の子どもたちの成長発達に応じた教育・保育を一体的に行い、心と体、意欲や規範意識などを培い、たくましく生きる力の基礎を育成する。	就学前児童	幼児期から固定的性別分担意識を持たないように「教育・保育」を実施するとともに、保育教諭などが人権の意識を持って指導を行う。 具体的には、ごっこ遊びや関連した絵本の視聴、背の順並びや園児名簿を男女別にしないなど、引き続き性別にとらわれない教育・保育を実施している。	幼児期から固定的性別分担意識を持たないように「教育・保育」を実施するとともに、保育教諭などが人権の意識を持って指導を行う。 具体的には、ごっこ遊びや関連した絵本の視聴、背の順並びや園児名簿を男女別にしないなど、引き続き性別にとらわれない教育・保育を実施する。	幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 羽曳野市立学校園人権教育基本方針・人権教育推進プラン
10	2	①	子どもたちが人権の尊重や男女平等などの意識を育むことができるよう学校園において指導します。	こども保育課	【事業名】 幼稚園運営事務事業 公立保育所運営事務事業 公立認定こども園運営事務事業 【事業内容】 就学前の子どもたちの成長発達に応じた教育・保育を一体的に行い、心と体、意欲や規範意識などを培い、たくましく生きる力の基礎を育成する。	就学前児童	一人ひとりがあるのまの姿を認められ安心して、自己を表現しながら豊かな体験を通して自尊感情を高め、様々な人との交流を通し、人と関わる楽しさや喜び温かさ、憧れ等、様々な感情体験をする。 相手の思いに気づき思いやりの気持ちを持って人に関わる心を育てる。	一人ひとりがあるのまの姿を認められ安心して、自己を表現しながら豊かな体験を通して自尊感情を高め、様々な人との交流を通し、人と関わる楽しさや喜び温かさ、憧れ等、様々な感情体験をする。 相手の思いに気づき思いやりの気持ちを持って人に関わる心を育てる。	幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 羽曳野市立学校園人権教育基本方針・人権教育推進プラン
				学校教育課	【事業名】人権学習 【事業内容】 各学校園の実態に応じて、総合学習や特別活動の時間等において、行事や取組みの中で、人権学習をおこなう。	児童、生徒、教職員	人権学習として総合学習や特別活動の時間について各学校で系統的に取組めるようカリキュラムを編成。加えて、道徳をはじめとする各教科指導の中で人権学習を推進している。	人権学習として総合学習や特別活動の時間について各学校で系統的に取組めるようカリキュラムを編成。 加えて、道徳をはじめとする各教科指導の中で人権学習を推進。	学校教育法

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果

基本目標 1 男女がともに尊重し合える意識形成
(基本方針： 1 男女共同参画に関する意識啓発、 2 男女平等教育などの充実、 3 メディアにおける人権の尊重)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
11	2	①	児童や生徒一人ひとりの勤労観や職業観を育てるとともに、自分自身の将来を展望できる力をつけるためのキャリア教育を推進します。	学校教育課	【事業名】キャリア教育 【事業内容】人権教育をはじめ、各教科・領域において、キャリア教育の視点から教育活動を推進している。特に職場体験については、すべての中学校・義務教育学校で実施する。	園児、児童、生徒、保護者、教職員	各教科・領域において、キャリア教育の視点から教育活動を実施。幼稚園においてはごっこ遊び等で役割を学ぶ。小学校では職業調べ、ゲストティーチャーとして多職種の方より仕事のやりがいについて聞き取りを実施。中学校では体験学習が進路決定に向けての様々な学習に加え、職業体験を実施した学校もあった。	各教科・領域において、キャリア教育の視点から教育活動を実施。幼稚園においてはごっこ遊び等。小学校では職業調べ、ゲストティーチャーとして多職種の方より仕事のやりがいについて聞き取りを実施。中学校では体験学習が進路決定に向けての様々な学習。職業体験の実施の検討。	学校教育法
12	2	①	小・中学校における男女共生教育や、男女共同参画の視点に立った生涯教育に対して、男女共同参画に関する情報提供を行います。	人権推進課	【事業名】情報提供 【事業内容】庁内関係課への情報提供	市職員	学校教育課や図書館へ該当する研修会や講習会、DVDなどの情報共有を行う	学校教育課や図書館へ該当する研修会や講習会、DVDなどの情報共有を行う	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果

基本目標 1 男女がともに尊重し合える意識形成
（基本方針： 1 男女共同参画に関する意識啓発、 2 男女平等教育などの充実、 3 メディアにおける人権の尊重）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
13	2	②	各種講座において、子育て、健康、食生活、家族などさまざまな視点から、そのライフステージごとにかかわるテーマを取り上げ、男女共同参画についての学習機会を提供します。	人権文化センター	【事業名】センターニュース発行 【事業内容】センターニュースの発行	市民等	○センターニュース「ぬくもり」の発行 ○各種教室・講座の開催 令和7年5月17日より人権文化センターが新築移転したことに伴い、人権文化センターの意義等についてよりよく知ってもらう為、講座等を開催前に人権文化センターの目的等について説明し、男女に関係なく子供から大人までが参加できる事業を行った。 ・メダカを楽しむ講座 ・夜ヨガ教室 ・ビューティートライアル講座	○センターニュース「ぬくもり」の発行 ○各種教室・講座の開催 ・アートバルーン講座 ・夜ヨガ教室 ・ビューティートライアル講座 ・味噌づくり ・その他 令和7年度に好評であった事業及び参加者からの要望のあった事業を進め、男女に関係なく参加できる事業を開催していく。	
				青少年児童センター	【事業名】 1. 青少年学習活動推進事業 2. 青少年自主活動支援事業 3. 子育て支援事業 【事業内容】 1. 2. 各教室等の運営をする上で、男女の区別なく共に学び高めあえるようカリキュラム等に配慮している 3. セミナー等を通して、親子がともに育ちあう、豊かな楽しい子育てのための保護者同士の交流の場となる機会・場所の提供を行う。	市内在住及び在学生・在園性	1.各種文化教室、子どもおもしろ教室 2.自学自習支援事業 3.親子体操	令和7年度はセンターの建替えにより、一部の事業のみを実施した。 令和8年度については、新しいセンターがオープンしたことにより、運用面が大きく変更となることから、運用を一から作り上げていく。 また、事業については建替え前と同様の内容とし、青少年児童の健全で豊かな交流を通して健康を推進し、豊かな情操を培い、教育、文化活動の育成と体育活動の推進を図る。	羽曳野市立青少年児童センター条例
				陵南の森公民館	【事業名】市民生涯学習推進事業（はびきのふれ愛学のすすめ 他） 【事業内容】年間を通じての市民生涯学習講座	市民、在勤・在学者	教養講座6講座19回（男性35%、女性65%） 春・秋講座13講座31回（男性18%、女性82%） 共催公開講座4講座4回（男性0%、女性100%） ファミリー企画5講座5回（男性32%、女性68%）	教養講座5講座16回 春・秋講座13講座28回 共催公開講座5講座5回 ファミリー企画5講座5回	社会教育法第22条第1項第1号
				生涯学習スポーツ課	【事業名】はびきの市民大学事業 【事業内容】市民に対し、文化振興を広めるとともに生涯教育の一環として役立てる内容の講座の開催	市民（市内・市外問わず）	世界遺産講座など、男女ともに年齢層に関わりなく取組める講座を開催した。	・今後も継続予定	はびきの市民大学実施規則

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果

基本目標 1 男女がともに尊重し合える意識形成
（基本方針： 1 男女共同参画に関する意識啓発、 2 男女平等教育などの充実、 3 メディアにおける人権の尊重）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
14	2	②	地域社会における男女共同参画の推進や家庭教育の向上などを図るため、各種団体を支援します。	生涯学習スポーツ課	【事業名】 社会教育振興事業 【事業内容】 各団体の事務局として情報提供や活動の支援を行った。	婦人団体協議会	助成金の交付	・今後も継続予定 ・地域社会における社会教育を振興し、住みよい郷土の建設に寄与することを目的として、各地区婦人会相互交流や婦人教育に関する講習会等の開催を実施する予定。	羽曳野市補助金交付規則ほか
				次世代育成課	【事業名】 社会教育振興事業 【事業内容】 各団体の事務局として情報提供や活動の支援を行った。	PTA連絡協議会	助成金の交付 【事業内容】 羽曳野市市PTA連絡協議会会議 年3回 幼稚園部会会議 年2回 大阪府PTA会長連絡会議 年3回 南河内地区PTA連絡協議会会議 年2回	・役員のなり手不足	羽曳野市補助金交付規則ほか
15	2	②	親と子の関係や子育てについて学ぶ「親学習」などを活用し、家庭における男女共生教育の推進に努めます。	次世代育成課	【事業名】 家庭教育支援事業 【事業内容】 親学習リーダーを中心に子育てについての身近なエピソードを題材に、保護者同士や地域の人と一緒に親と子の関係や子育ての楽しさについて話し合い、伝え合うことを通して親自身が成長して学ぶ場を提供すること。	子育て中の保護者等	白鳥児童館 1回（1名参加） 別館3階会議室 1回（5名参加）孫育て世代 大阪府教育コミュニティづくり推進事業費補助金（国府から計2/3）	【問題点、課題】 子育て中のエピソード等を題材に話し合うが、男女共同参画の視点からの男女平等の子育てなどにまで話は広がっていない。 【事業予定】 ・市役所で開催予定	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱（文部科学省）
16	2	③	男女共同参画について正しい理解と認識を深めるための研修を職員対象に実施します。また、関係機関が実施する研修等への参加を図ります。	人事課	【事業名】 庁内研修等の実施 （女性職員キャリアデザイン研修等） 【事業内容】 女性ならではの自律的キャリア形成の必要性を理解するとともに、キャリア形成に対し、前向きかつ意欲的に取り組む意識を醸成する。また、組織の中で能力を発揮し、自分らしく活躍するために必要な要素や、キャリアデザインについて学ぶため庁内研修を実施	市正規職員	研修名：キャリアデザイン研修研修 研修日：令和7年11月27日 対 象：主事 令和3年～5年採用職員 ※男女とも ※幼稚園・保育園含む 講 師：株式会社 自然総研 福長 久美子 氏	令和8年度についても同様の研修を実施予定（対象者等未定）	女性活躍推進法
17	2	③	男女共同参画について正しい理解と認識を深め、教育活動内における男女共生の視点を育むための研修を教職員対象に実施します。また、関係機関が実施する研修等への参加を図ります。	学校教育課	【事業名】 人権教育研修補助事業 【事業内容】 校内研修講師謝礼に関する補助をおこない、学校における研修実施を促進する。	教職員	学校における人権教育を推進するため、人権教育研修補助事業として講師謝礼に関する補助を行い、各学校における人権研修を支援・促進している。	人権教育研修補助事業として講師謝礼に関する補助行い、支援・促進する。	学校教育法

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果

基本目標 1 男女がともに尊重し合える意識形成
（基本方針： 1 男女共同参画に関する意識啓発、 2 男女平等教育などの充実、 3 メディアにおける人権の尊重）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
18	2	③	セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に関する研修を職員及び教職員を対象に実施します。再掲：No.123	人事課	【事業名】 庁内研修等の実施 （ハラスメント防止研修等） 【事業内容】 法令で防止が規定されているセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを中心に、定義や具体例を学び、職員一人ひとりがハラスメントの加害者にならないために、もしくは被害を未然に防いだり深刻にしたりしないために、必要な知識や取るべき行動を学ぶ。また、それぞれの立場で、積極的にハラスメントのない良好な職場環境作りを目指す意識を醸成するため庁内研修を実施	市正規職員	研修名：ハラスメント防止研修 研修日：令和7年8月18、21日 対 象：新採職員、所属長、4～6年目の主幹、令和6年度・7年度新任主 査 講 師：株式会社 社会人大学 山本 忍 氏	令和8年度についても同様の研修を実施予定（対象者等未定）	羽曳野市長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例
				人権推進課	【事業名】 職員研修 【事業内容】 研修の実施に際して、情報提供等を行う。	市職員等	人事課や学校教育課が行う研修への協力	人事課や学校教育課が行う研修への協力	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
				学校教育課	【事業名】 ハラスメント研修 【事業内容】 学校におけるセクシュアル・ハラスメント等の根絶をめざし、万が一発生した際の園児・児童・生徒及び教職員への迅速で的確な対応とケア等を行なうための学校体制の構築等を学ぶ。	教職員	学校における、ハラスメントに関する校内の環境づくりに関するアンケートを実施。また、万が一発生した際の園児・児童・生徒及び教職員への迅速で的確な対応とケア等を行うための学校体制の構築。	学校における、ハラスメントに関する校内の環境づくりに関するアンケートを実施。 的確な対応とケア等を行うための学校体制の構築。	学校教育法

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果

基本目標 1 男女がともに尊重し合える意識形成
(基本方針： 1 男女共同参画に関する意識啓発、 2 男女平等教育などの充実、 3 メディアにおける人権の尊重)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
19	3	①	市の刊行物やウェブサイトなどにおいて、男女共同参画の視点で確認し、固定的性別役割分担意識にとらわれない表現を推進します。	都市魅力戦略課	【事業名】 広報事業 【事業内容】 市広報や市ウェブサイト、SNSにおいて、画像や言葉、色に性別意識をイメージさせない表現に努める。	市、市民、事業者など	事業内容と同じ	関係各課と調整を行い、男女共同参画の視点で表現の確認、注意すべき内容において事業実施を行う	羽曳野市広告掲載要綱 羽曳野市公開用ウェブサイト管理運営要綱
				人権推進課	【事業名】 男女共同参画啓発事業 【事業内容】 男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」や市ウェブサイトにおいてテーマごとに啓発	市民等	男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」を窓口配架・市ウェブサイトに掲載し、継続的に情報を提供	男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」を窓口配架・市ウェブサイトに掲載し、継続的に情報を提供	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
					【事業名】 男女共同参画啓発事業 【事業内容】 公開羅針盤「掲示板」を活用した情報提供 R7～【公開羅針盤】→【ORSECC】	市職員	・男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動などの情報提供や内閣府発行の月間総合情報誌「共同参画」の掲載 ・引き続き、市が発行するものやインターネットで配信する記事について男女共同参画意識に留意した表現になっているか、なっていないれば是正するよう関係各課に働きかける。	・男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動などの情報提供や内閣府発行の月間総合情報誌「共同参画」の掲載 ・引き続き、市が発行するものやインターネットで配信する記事について男女共同参画意識に留意した表現になっているか、なっていないれば是正するよう関係各課に働きかける。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
20	3	①	市の広報活動や市民活動等において、男女共同参画社会にふさわしい表現を用いるための参考となるガイドラインを市のウェブサイトなどで周知します。	人権推進課	【事業名】 男女共同参画啓発事業 【事業内容】 情報を発信する際に性別や年齢に偏った表現をなくすことについての基本的な考え方をまとめたガイドラインを周知	市職員、市民等	・平成20年13月に作成した「羽曳野市職員のための男女共同参画表現のガイドライン」を継続して使用	・平成20年13月に作成した「羽曳野市職員のための男女共同参画表現のガイドライン」を継続して使用	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
21	3	②	学校教育の場を通じて、児童・生徒のメディア・リテラシーの育成に努めます。また、教職員への研修等の実施により、最新の情報教育の整備を図ります。	学校教育課	【事業名】 情報教育・情報研修 【事業内容】 府の研修を活用して情報モラル等を含めたICT活用研修への出席を推奨する。市の研修を開催し、担当者を中心とした情報発信を行う。 児童、生徒に対しては、各校の校内研修等で情報教育研修を啓発する。	児童、生徒、教職員	教職員研修としては、府研修を活用して情報モラル等を含めたICT活用研修への出席を推奨。市研修では、「ICT活用教育担当者会」等において、授業でのICTの効果的な活用方法の検証や情報交換など行う。児童生徒に対しては、市策定の「情報教育体系表」「情報モラル指導モデルカリキュラム」等に基づき、指導を行う。	教職員研修としては、府研修を活用して情報モラル等を含めたICT活用研修への出席を推奨。 市研修では、「ICT活用教育担当者会」等において、授業でのICTの効果的な活用方法の検証や情報交換など実施。 児童生徒に対しては、市策定の「情報教育体系表」「情報モラル指導モデルカリキュラム」等に基づき、継続指導。	学校教育法
22	3	②	生涯学習・文化振興の場を通じて、市民のメディア・リテラシーの向上を図る取り組みを推進します。	生涯学習スポーツ課	【事業名】 はびきの市民大学事業 【事業内容】 市民に対し、文化振興を広めるとともに生涯教育の一環として役立てる内容の講座の開催	市民（市内・市外問わず）	SDGsを初めとして、現在の社会情勢等と的確に理解し、発信していけることを目的とした講座を開催した。	・今後も継続予定	はびきの市民大学実施規則